

令和 年 月 日	
窓口番号	
住所	
氏名	
: ~ : ()	

開成町から転出する方へ

該当する場合は手続きをお願いします。

あてはまる手続きの「該当」欄にチェック☑を入れてください。

転入した日(住み始めた日)から14日以内に新住所地の役所で転入手続きをしてください。

転入手続きに必要なもの

- ①転出証明書 または マイナンバーカード・住民基本台帳カード ②マイナンバーカード
 ③認め印 ④本人確認のできる免許証等

※「転出証明書」は記載してある転出予定日や新住所等が変更になった場合でも転入先に提出してください。

※マイナンバーカードを利用し転出手続きした方は、転出予定日から14日以内に転入手続きをしないと、再び転出手続きをしていただくこととなります。

番号	該当	手続き済	手続きの内容	手続きの方法	必要なもの	担当課
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードをお持ちの方	転入先へカードを持参し、転入届後90日以内に住所変更及びカード利用継続の手続きをしてください。電子証明書については転出に伴い失効となりますので必要に応じて転入先で手続きをしてください。なお、転出予定日から30日以内、転入日(実際に住んだ日)から14日以内に転入手続きをしないとカードが利用不能になります。	・住民基本台帳カード または ・マイナンバーカード	総合窓口課 (住民異動)
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしている方	印鑑登録証をお返しくください。転出予定日から登録を廃止します。転出予定日までに印鑑登録証明書が必要になった場合は、転出証明書と免許証等の本人確認書類をお持ちください。必要に応じて転入先で印鑑登録をしてください。	・印鑑登録証(カード)	
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民年金について	住所変更の手続きは不要です。		
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方	喪失の手続きをし、被保険者証をお返しくください。(転出日から14日以内) ※施設入所の場合は必ずお申し出ください。	・被保険者証 ・マイナンバーカード等	総合窓口課 (医療保険)
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入している方(負担区分証明書の申請)	被保険者証をお返しくください。県外へ転出する方は負担区分証明書の交付申請をしてください。転入先で負担区分証明書を持参のうえ、新たに手続きをしてください。(転出日から14日以内)	・被保険者証 ・マイナンバーカード等	
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方	異動届の提出をしてください。転入先で新たに手続きをしてください。自立支援医療受給者証をお持ちの方は、その際、開成町が発行する課税(非課税)証明書が必要となる場合がありますので転入先にご確認ください。	・各手帳 ・受給者証 ・認め印	福祉介護課 (福祉)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県内の他市町村へ転出する方	手続きは必要ありません。転入先で手続きをしてください。		
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス、障害通所支援、地域生活支援事業を受給していた方	受給者証の返還手続きをしてください。転入先で新たに手続きをしてください。	・受給者証	
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福祉医療証(重度障害者)をお持ちの方	医療証の返還手続きをしてください。転入先で新たに手続きをしてください。その際、開成町が発行する所得証明書が必要となる場合があります。	・医療証 ・認め印	
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給している方	異動届を提出してください。転入先で新たに手続きをしてください。	・認め印	
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置を設置している方	解約手続きをしてください。		

番号	該当	手続済	手続きの内容	手続きの方法	必要なもの	担当課	
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険について	第1号被保険者(65歳以上)の方	被保険者証をお返しく下さい。 介護保険料の説明を受けてください。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 介護保険料が還付される方は、振込先の口座番号がわかるもの 	福祉介護課 (高齢介護)
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		認定を受けている方、または申請中の方	被保険者証をお返しく下さい。受給資格証明書をお渡しします。転入先の市区町村で14日以内に受給資格証明書を添えて手続きをしてください。		
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福祉医療証(乳幼児・ひとり親)をお持ちの方	医療証の返還手続きをしてください。転入先で新たに手続きをしてください。その際、開成町が発行する課税証明書が必要となる場合がありますので転入先にご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> 医療証 認め印 マイナンバーカード等 	子育て健康課 (子ども育成)	
13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給している方	異動届を提出してください。転入先で新たに手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード等 		
14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給している方(全額支給停止者を含む)	児童扶養手当転出届又は資格喪失届を提出してください。転入先で新たに手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 証書 マイナンバーカード等 	子育て健康課 (健康づくり)	
15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育所に入所しているお子さんがいる方	退所届を提出してください。転入先で保育所等をご利用の場合は、転入先で新たに手続きをしてください。	—		
16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	妊娠中の方	住所変更に伴い、妊婦健診費用助成券が使用できなくなりますので、転入先で手続きをしてください。	—	学校教育課 (学校)	
17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	開成幼稚園に在園しているお子さんがいる方	退園の手続きをしてください。	—	学校教育課 (学校)	
18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	町外の私立幼稚園に入園しているお子さんがいる方	引越し先自治体での手続きについて説明します。	—		
19	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	小学生・中学生のお子さんがある方	在学していた小・中学校から「在学証明書」と「教科書用給与証明書」を受け取り、転入先の教育委員会で手続きをしてください。	—		
20	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方	転入先で犬の登録鑑札、狂犬病注射済票を持参して手続きしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 犬の登録鑑札 	環境上下水道課(環境)	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	犬のマイクロチップの情報登録をしている方	犬の所在地等の変更に関して、下記から手続きをしてください。 https://reg.mc.env.go.jp/ ※登録証明書をご準備ください。 	—		
21	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	し尿処理(水洗ではないトイレ)の利用を中止する方	くみとり変更・廃止の手続きをしてください。	—	環境上下水道課 (上下水道)	
22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道の使用を中止する方	使用中止の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 手数料 700円 		
23	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125CC以下)をお持ちの方	廃車申告受付書を発行しますので、転入先で新規登録の手続きをしてください。 四輪の軽自動車、125CC超の自動二輪車等をお持ちの方は、湘南自動車検査登録事務所(電話:050-5540-2038)で手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ナンバープレート 認め印 標識交付証明書 	税務課 (課税)	
24	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	町税等の口座振替をしている方	口座振替の停止又は変更を希望される場合は手続きをしてください。 ※住民税は1月1日現在の住所地、固定資産税は1月1日現在の所有者で課税されます。口座振替を停止すると以降は現金納付となりますのでご注意ください。	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の通帳 金融機関への口座届出印(銀行印) 	各課 (各税,料)	

本日、全てのお手続きが終了しました。
(※転出証明書をお渡しく下さい。)

お手続きが済んでいないものがありますので、後日お手続きをしてください。
(※コピーをおわたしします。)

最終確認と
コピー交付

総合窓口課 : 84-0324
福祉介護課 : 84-0316
子育て健康課 : 84-0327
学校教育課 : 82-5221

協働推進担当 : 84-0315
環境上下水道課 : 84-0314
税務課 : 84-0313